工事請負契約約款 新旧対照表

改正後	改正前
(請負代金内訳書及び工程表) 第3条 受注者は、発注者が必要と認めて指示したときは、設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。	(請負代金内訳書及び工程表) 第3条 受注者は、発注者が必要と認めて指示したときは、設計図書に基づいて,請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
第48条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第47条及び第47条の3第 1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。	

改正後

(解除に伴う措置)

第50条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を 検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の 引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受け た出来形部分

に相応する請負代金額を受注者に支払わなければならない。この場合にお いて、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通 知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負 ┃2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負 担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含 む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び 第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却し た前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金 額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があ るときは、受注者は、解除が第47条又は第47条の2第2項の規定によるとき るときは、受注者は、解除が第47条又は第47条の2の規定によるときに にあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に 応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前 2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければ ならない。

(4~7号の改正はないため省略)

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、 方法等については、この契約の解除が第47条又は第47条の2第2項の規定に よるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは、受注者が発注者の 意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定 する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の 意見を聴いて定めるものとする。

改正前

(解除に伴う措置)

第50条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を |検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の 引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受け た出来形部分

|に相応する請負代金額を受注者に支払わなければならない。この場合にお ■いて、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通 知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含 む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び |第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却し た前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金 |額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があ あっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応 ┃じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前 ■2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければ ならない。

(4~7号の改正はないため省略)

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、 |方法等については、この契約の解除が第47条の規定によるときは発注者が |定め、前2条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定める |ものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべ |き措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める ものとする。